

○埼玉県警察学校専科等教養実施要領

平成 21 年 3 月 24 日

教 第 5 3 6 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察学校専科等教養実施要領の制定について（通達）

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

## 別添

### 埼玉県警察学校専科等教養実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察学校における巡査部長任用科及び警部補任用科（以下「幹部任用科」という。）、部門別任用科並びに専科（以下「専科等教養」という。）の実施に関し、警察教養規則（平成13年警察庁訓令第4号）及び埼玉県警察教養規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

#### 第2 定義

- 1 巡査部長任用科とは、巡査部長として必要な指揮、管理及び実務能力を修得させるための課程をいう。
- 2 警部補任用科とは、警部補として必要な指揮、管理及び実務能力を修得させるための課程をいう。
- 3 部門別任用科とは、警察署の生活安全、刑事、交通又は警備の専務員として、必要な基礎的知識及び技能を修得させるための課程をいう。

なお、部門別任用科の種別は、生活安全任用科、刑事任用科、交通任用科及び警備任用科とする。

- 4 専科とは、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程をいう。

#### 第3 教養対象者

##### 1 幹部任用科

巡査部長又は警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官で、関東管区警察学校に入校しないもの

##### 2 部門別任用科

巡査部長又は巡査の階級にある警察官で、各部門の専務員として新たに登用する予定のもの又は専務員として任用後間がないもの

##### 3 専科

警部補以下の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員で、専科の教養目的に合致したもの

#### 第4 教養対象者の決定

- 1 所属長は、所属の職員の中に部門別任用科又は専科の教養対象者がいるときは、当該部門別任用科又は専科を実施する本部所属の長（以下「実施所属長」という。）に対し、教養対象者候補として推薦すること。
- 2 実施所属長は、推薦された教養対象者候補の分掌、階級、入校歴、年齢、経験等について警務部教養課長（以下「教養課長」という。）と協議し、教養目的に合致する真に教養が必要と認める者を教養対象者として決定すること。

#### 第5 教養カリキュラムの策定

実施所属長は、部門別任用科又は専科の教養効果を高めるため、次に掲げる事項に配慮して教養カリキュラムを策定すること。

- (1) 講義型教養に偏ることなく、模擬現場における実習、事例研究等の実践的教養を取り入れる。
- (2) 教養目的に応じて学識経験者、司法関係者、部外の有識者等を講師として招へいする。
- (3) 業務上の不適正事例に係る教養、警務部監察官室による非違事案防止教養等、職務倫理を内容とする教養を取り入れる。

#### 第6 教養効果の検証

実施所属長は、試験その他の方法により教養の効果を測定し、教養の浸透状況を検証すること。

#### 第7 表彰

埼玉県警察学校規程（昭和31年埼玉県警察本部訓令第6号）に定めるもののほか、専科における学業成績優秀者に対する表彰については、当該専科の実施所属長によるものとする。

#### 第8 部門別任用科修了者の専務部門への積極的登用

警察署長は、特段の事情がない限り、部門別任用科を修了した者を当該部門に配置するよう努めること。

#### 第9 教養対象者の心構え

- 1 教養対象者は、専科等教養の目的及び重要性を自覚し、真摯(し)な態度で勉学に専念し、責任ある行動をとること。
- 2 教養対象者は、専科等教養により修得した専門的知識及び技能を職場において伝達するなど、教養の浸透を図るよう努めること。

#### 第10 報告

実施所属長は、部門別任用科又は専科の実施終了後、専科等教養実施結果報告書（別記様式）により教養課長を経て報告すること。

#### 第 11 教養歴の管理

教養課長は、専科等教養修了者の教養歴を管理すること。

#### 第 12 実施

専科等教養の実施については、埼玉県教養計画に基づき、別途通知する。

実施日

この通達は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

【別記様式省略】